

協 議 要 旨

1 開会 午前10時00分

2 市長あいさつ

3 議事

(市長)

会次第に則って進めます。

(1) 西之表市教育振興基本計画（案）について

(市長)

(1) 西之表市教育振興基本計画（案）について、事務局、説明をお願いします。

(学校教育課長)

それでは、西之表市教育振興基本計画（案）についてご説明申し上げます。

まず、現行基本計画との比較から新基本計画の主な変更点につきましてご説明します。表紙から3枚目をご覧ください。今回、市民の皆様には本市の教育理念「ひとりだちの教育」の全体像を一目でイメージしていただくために、「構造図」を挿入いたしました。ひとりだちの教育のイメージを「ふるさとを愛し たくましく人生を切り拓く 世界的視野を備えた人間の育成」と表現しております。「世界的視野」という言葉が示すように、より広く大きなフィールドで子供たちに活躍してほしいという思いを込めております。また、その目標を支える背景として新たに「ふるさとが育む ふるさとで育む 西之表市の教育」という言葉を掲げております。このひとりだちの教育を支える柱を新たに「知」、「徳」、「体」の三要素に則って、「知」の自立、「心」の自律、「体」の自立とし、その下に主な取組を表示しました。ちなみに「心」の自律は敢えてこの字を使っております。

次に1枚めくっていただいで目次をご覧ください。現行基本計画では、2章「本市教育を取り巻く環境」と題し「社会状況」、「子どもを取り巻く状況」の2本立てで構成されておりましたが、新基本計画では2章「西之表市の教育の現状と課題」と題し、学校教育の現状と課題、社会教育の現状と課題、社会体育の現状と課題の3本立てで整理しております。

次に、3章「今後4年間で取り組む施策の概要」は、取組の方向性がこれまでの5つから6つに増えております。学校教育関係においては、これまで方向性1が「知・徳・体」の「徳」と「体」の組合せ、方向性2が「知」で構成されておりましたが、今回「知」・「徳」・「体」の並びで分かりやすく整理しております。また、「信頼される学校づくり」と「地域全体で子どもを守り育てる環境づくり」の二つの方向性を「信頼される学校づくり」として一つに包括し整理しました。社会教育関係においては、これまでの「生涯にわたって学べる環境づくり」とスポーツ・文化の振興」という一つの方向性を「社会教育の推進と文化財や伝統文化等の保護・活用」と「社会体育の推進」の2つに分けて整理しております。

なお、6つの方向性で説明する施策数は、これまでの35施策から27施策に焦点化し、その

他の施策内容は、前語りや他の項立てに含めるなどして整理しております。

最後に、今回、用語解説と資料編を新たに追加しております。

以上が新基本計画における主な変更点でございます。

それでは、新教育振興基本計画の概要について、その内容を簡単にご説明いたします。

1枚めくっていただいて1ページをご覧ください。第1章は基本計画策定の趣旨です。策定の趣旨と基本的な考え方で構成しております。

2ページからは、第2章「西之表市の教育の現状と課題」となっており、直近のデータにより本市教育の現状と課題を「学校教育」、「社会教育」、「社会体育」の分野に分けお示しております。

跳びまして13ページをご覧ください。ここからは第3章「今後4年間で取り組む施策の概要」となっております。ここでは、第6次長期振興計画を踏まえた6つの方向性から、各施策の基本的な考え方、4年間の主な取組、成果指標について整理しております。

それでは、まず14ページからの学校教育関係についてご説明いたします。

最初は、方向性1「自ら学び、自立する力をはぐくむ教育の推進」です。1学力の定着、2小規模・複式教育の充実、15ページ、3理数教育・外国語教育の充実など主に学力に関する施策です。続けて4特別支援教育の充実、16ページ、5キャリア教育の充実、6郷土教育の充実、7情報教育の充実と7つの施策で構成されております。いずれも平成30年度から完全実施及び移行期間に入る新学習指導要領への対応を意識した中身となっております。

17ページからは、方向性2「規範意識を養い、豊かな心をはぐくむ教育の推進」です。1生徒指導の充実、2道徳教育の充実、18ページ、3人権教育の充実、4体験活動の充実、5文化活動の充実、19ページ、読書活動の推進と6つの施策で構成されております。

続きまして同じく19ページ、方向性3「健やかな体をはぐくむ教育の推進」です。1体力・運動能力の向上、2食育の推進、3健康教育の充実と3つの施策で構成されております。

次は、方向性4「信頼される学校づくりの推進」です。21ページ、1安全・安心な学校づくり、2魅力ある学校づくり、3教職員の資質向上、4教育環境の整備・充実、5家庭、地域社会で育てる「人づくり」と5つの施策で構成されております。

以上が学校教育関連です。

次からは社会教育関係となっております。方向性5「社会教育の推進と文化財や伝統文化等の保護・活用」です。23ページ、1生涯学習の充実、2文化芸術活動の促進、3文化財の保存・活用、4伝統文化、伝統行事の保存・活用と4つの施策で構成されております。

最後は「社会体育の推進」です。24ページ、1生涯スポーツの推進、2競技スポーツの推進と2つの施策で構成されております。25ページからは、第4章「計画の実現に向けて」となっておりますが、内容的には、現行基本計画と大きく変わっておりません。

第4章から後は、用語解説、資料編となっております。用語解説は、主に略語やカタカナ語、いくつかの専門用語を中心に記載しております。また、資料編につきましては、第2章で紹介していない現状や取組等について記載したところでございます。

以上で説明を終わらせていただきますが、本日別紙で基本計画の概要版もお配りしておりますので、併せてご確認いただければと思います。

ご指導のほどよろしく願いいたします。

(市長)

事務局から説明がありましたが、質問や意見はございませんか。

(長田委員)

教育振興基本計画については、昨日配布されたこともあり、熟読の上、意見等を述べさせていただきます。

(市長)

前回からの変更点は。

(学校教育課長)

冒頭でも申し上げましたが、構造図を挿入したこと、学校、社会教育、社会体育の分野ごとに現状と課題で整理したこと、また、「知」、「徳」、「体」の並びで三要素を整理したこと、施策の焦点化、用語解説や資料編を追加したことなどがあげられます。

(教育長)

補足で。教育はすぐすぐ変わるものではないので、取組は大きく変わりません。ただ、指導要領が変わりますので、英語、道徳について書き込んでいます。どこまで書き込むのかは財政的なこともあるので華々しく書いてはいません。また、施策数が35施策から27施策になったことについては、統合したりダブっていたものを取り除いて少なくなっているが、取組が漏れているということはありません。

(市長)

議会の一般質問においても道徳に関する質問がありました。昨今の社会情勢というか、社会問題を考えたときに、教育についても重要度が増してきていると感じているところです。平川委員、何かありませんか。

(平川委員)

教育振興基本計画は、教育に限らず市の方向性を決める大きな意味を持っていると思います。内容については、熟読してから意見を述べたいと思います。

今気になっていることは、不登校の問題についてですが、このことについては、会議後に話ができればと思っています。

(市長)

他にありませんか。

議事1の教育振興基本計画(案)については、特に問題なしということによろしいですか。

(構成員)

なし。

(2) 西之表市の教育に関する大綱（案）について

(市長)

それでは、(2)西之表市の教育に関する大綱（案）について、事務局説明をお願いします。

(法制文書係長)

西之表市の教育に関する大綱（案）についてです。次第の記載されている資料を1枚めくっていただきまして、ページ番号が1となっているところです。大綱についてですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に規定されております。ここで、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとされております。また、第2項で大綱については、総合教育会議において協議するものとされております。

次に、ページの下段をご覧ください。文科省の通知によりますと、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合は、別途、大綱を策定する必要はないこと。とされており、従前も、教育振興基本計画を大綱に代える判断をしていますので、今回も同様に取扱いたいと考えているところです。ご審議方よろしくをお願いします。

(市長)

ただいま、事務局より説明がありましたが、教育長、何かありませんか。

(教育長)

教育振興基本計画をもって大綱に代えることは特に支障はないと思う。

(長田委員)

異議なし。

(市長)

他の委員のみなさまも異議なしということでよろしいでしょうか。

(構成員)

異議なし。

(3)その他

(市長)

次に、(3)その他についてですが、事務局より何かありますか。

(法制文書係長)

冒頭、市長あいさつの中でもありましたが、今議会で組織再編について議案を提出してございます。1枚紙の資料をご覧ください。資料に記載はございませんが、まず、職員数ですが、平成7年のピーク時は319人でした。これが平成29年度187人となっております。社会情勢も著しく変化し、住民から多様な要望があるとともに、特に課をまたがった横断的な課題が多くなってきており、組織や職員の硬直化が顕著になってきております。特に、組織間の連携について大きな課題を抱えております。そういったことから、新たに市長部局において部長制を導入するものです。現行組織の行政経営課、財産監理課、地域支援課を廃止し、新たな課に事務が移管されます。教育委員会関係では、社会教育係が、生涯スポーツ係へと名称変更します。生涯にわたってスポーツに親しみ、心身ともに健康な生活を送っていただくようわかりやすく変更するものです。文化財係です。新設する企画課内に歴史文化係を設けることにより名称変更するもので、事務的な変更ございません。あわせて、鉄砲館内に観光交流担当を配置し市長部局との連携を図ることにしています。

(市長)

説明がありましたけれども、教育委員会関係では、係の名前が変わっていますが、中身については、これまでと同じです。従来の文化係の仕事を社会教育係と文化財係で行い、新たな活動等については、歴史文化係が行うということです。

文化財係については、今後発掘調査が増えてくるということも聞いております。

(久留委員)

現在の発掘調査の状況は。

(社会教育課長)

現在どれほど行っているかは、本日資料を持ち合わせておりませんのでお答えできませんが、平成30年度から5～6年の間に発掘調査は増えていく予定です。発掘調査の後に農地整備がされますので、発掘調査が遅れてしまうと農地整備も遅れてしまうことになります。今後は現在の倍以上の発掘調査が行われる見込みです。

(長田委員)

話は変わりますが、市の体育祭や駅伝大会を見ていて思うことが、人員不足ではないかと。特定の人たちが必死に動いており、うまくまわっていない気がする。

(教育長)

社会体育関係は職員が頑張ってくれております。今後、スポーツ合宿に関する事業も行っていきます。人員増については、要望は出していますが、全体の調整も必要でしょうから、最終的にどのようになるかは分かりません。

(総務課長)

全体的なことになりますが、これまで市役所は人員を削減してきました。今年度、定員適正化計画の作成に取り組んでいますが、これ以上は削減できないと考えております。また、非常勤職員の取扱いについても、変更がでできますので、結果的に今後人員は増えていくのではないかと考えております。

(市長)

議会においても職員に関する質問が出ています。時間外勤務が増えてきているのが現状であり、職員の負担が大きくなってきているのではとの指摘があります。そのことについては、私も思うところがありますが、極端に増やすこともできないのが現状です。市役所に関しては、職員に関する批判もありますが、最近では職員が大変ではないかとの意見も出てきており、ありがたいと感じているところです。

4 その他

(総務課長)

その他について何か。

(教育委員会総務課長)

昨日の定例教育委員会において、西之表市教育振興基本計画の素案をお示しました。今後12月18日の全員協議会で報告させていただきます。また、1月中に1か月間パブリックコメントに付し、寄せられた意見をもとに修正を行い、2月の定例会において再度承認をいただく予定ですのでよろしくお願い致します。

(市長)

他にみなさまから何かありませんか。

(構成員)

なし。

4 閉会 午前11時00分